

宇治市人事行政の運営の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験の実施状況(平成18年度中)

部局名	採用年度	一次試験日	職 種	申込者数	受験者数			合格者数			採用者数
					男	女	計	男	女	計	
市長部局	18	H18.4.29	一般事務職	170	106	54	160	0	1	1	1
	19	H19.1.13	一般事務職	487	293	121	414	22	9	31	28
		H19.1.13	技師(建築)	9	6	2	8	1	1	2	2
		H19.1.13	技師(土木)	34	28	3	31	11	2	13	13
		H19.1.13	保健師	25	0	21	21	0	6	6	5
		H19.1.13	保育士	53	9	39	48	0	6	6	5
		H19.3.3	作業技師	49	43	3	46	5	1	6	6
消防	19	H18.9.17	消防職	57	50	3	53	7	2	9	9
合 計				884	535	246	781	46	28	74	69

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

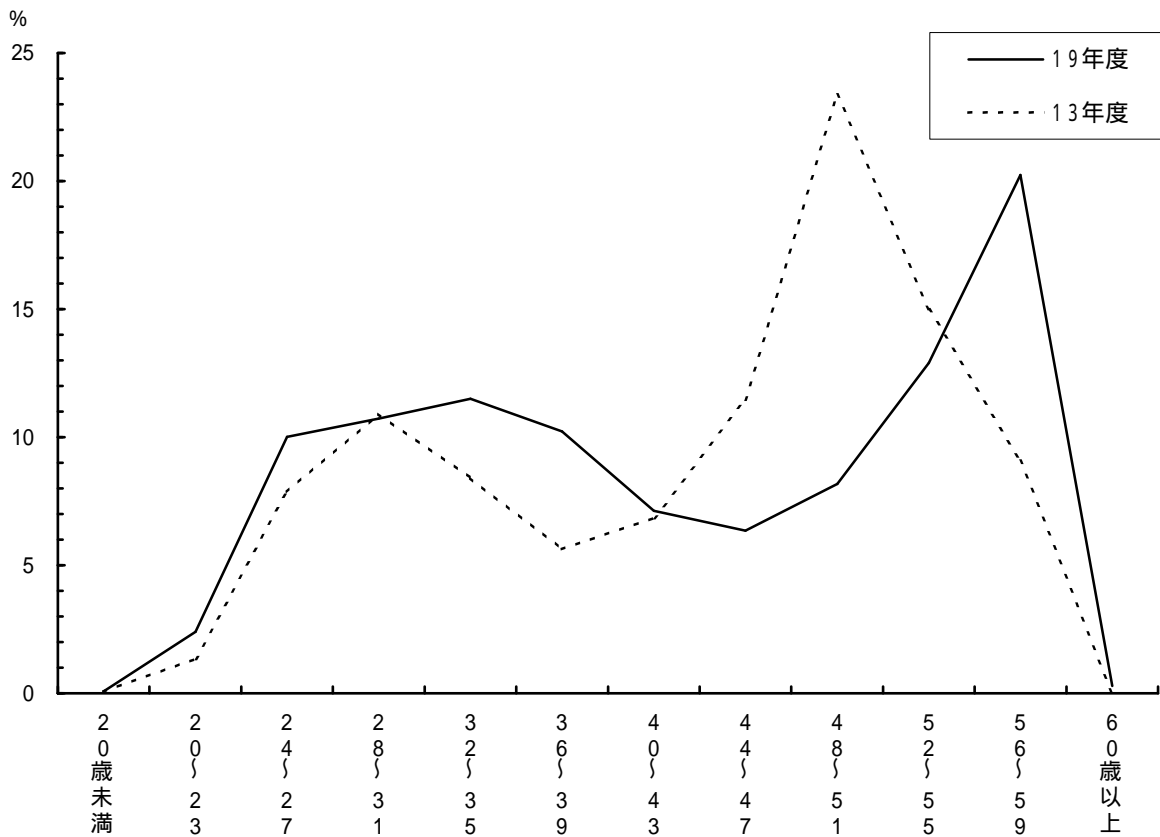
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	11	11		
		総 務	181	179	2	再任用短時間勤務職員の任用・業務見直し等による減員
		税 務	73	72	1	資産税課京都府人事交流職員着任による減員
		民 生	265	269	4	業務量増加による増員
		衛 生	138	135	3	再任用短時間勤務職員の任用・嘱託化等による減員
		労 働	2	2		
		農林水産	18	18		
		商 工	9	9		
		土 木	156	159	3	業務移管・業務量増加による増員
		計	853	854	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.50 人
	教育部門	207	203	4	業務移管による減員	
	消防部門	192	196	4	消防力充実のための増員	
	小 計	1,252	1,253	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.60 人	
公会 営計 企部 業門 等	水 道	69	69			
	下 水 道	47	47			
	そ の 他	47	49	2	介護保険課・国民健康保険課の業務量増加による増員	
	小 計	163	165	2		
合 計		1,415 [1,526]	1,418 [1,526]	3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.47人	

(注) 1 職員数は特別職を除く一般職に属する職員であり、再任用短時間勤務職員(H18:10人、H19:13人)は除いています。

2 休職者、派遣職員などを含み、臨時職員及び非常勤職員を除いています。

3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)



区分	19	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	職員数	1	34	142	152	163	145	101	90	116	183	287	4	
	13	1	20	116	161	124	83	101	169	345	221	134	0	1,475

(3) 定員管理計画の数値目標及び年次別進捗状況

定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	140人

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門	区分	16年	17年	18年	19年	17～19年	(参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	886	871	853	854	-	
	増減		15	18	1	32	
教育	職員数	213	211	208	204	-	
	増減		2	3	4	9	
消防	職員数	188	191	192	196	-	
	増減		3	1	4	8	
公営企業等会計	職員数	162	160	163	165	-	
	増減		2	3	2	3	
合計	職員数	1,449	1,433	1,416	1,419	-	1,309
	増減		16	17	3	30 (21.4%)	140

(注) 1 計画期間は、平成17年から平成23年までの7年間です。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

4 定員管理の職員数には教育長を含んでいます。

(4) 採用及び退職の状況

採用

部局名	採用年月日	採用区分	職務名	人数		
				計	男	女
市長部局	H18.4.1	新規採用	一般事務	13	9	4
			保育士	2	1	1
			保健師	2		2
			栄養士	1		1
			技師(土木)	6	5	1
			技師(建築)	3	3	
			技師(電気)	1	1	
			作業(運転)	2	2	
	人事交流	技師(土木)	1	1		
	割愛採用	一般事務	1	1		
	H18.6.1	新規採用	一般事務	1		1
教育	H18.4.1	新規採用	教諭	1		1
		割愛採用	指導主事	2	1	1
消防	H18.4.1	新規採用	消防	3	3	
合			計	39	27	12

退職

部局名	退職年月日	退職区分	職務名	人数		
				計	男	女
市長部局	H18.11.30	普通退職	土木技師	1	1	
	H18.12.30	普通退職	保育士	1		1
	H19.3.31	範囲外転出	一般事務	1		1
			技師(土木)	1	1	
		普通退職	一般事務	3	2	1
			土木技師	1	1	
		勸奨退職	一般事務	14	12	2
			保育士	4		4
			土木技師	4	4	
			建築技師	1	1	
			自動車運転技	1	1	
			看護師	3		3
			水道技師	2	2	
			環境衛生技手	1	1	
			保育所技手	1	1	
			一般事務	11	9	2
		定年退職	土木技師	4	4	
			建築技師	1	1	
			自動車運転技	2	2	
調理師	1			1		
環境衛生技手	2		2			
教育	H19.3.31	普通退職	用務技手	2	1	1
		定年退職	用務技手	3	3	
消防	H19.3.31	勸奨退職	消防	4	4	
		普通退職	消防	1	1	
合			計	70	54	16

3 職員の給与の状況

(1) 総括

職員給与の支払明細の例

平成19年4月分給与として支払われた標準的な職務の職員の給与支払明細書です。

A 課 長の場合
年齢 5 6 歳
勤続 3 3 年

B 係 長の場合
年齢 4 1 歳
勤続 2 3 年

C 主 事の場合
年齢 2 5 歳
勤続 3 年

A 課 長の場合		B 係 長の場合		C 主 事の場合	
年齢 5 6 歳 勤続 3 3 年		年齢 4 1 歳 勤続 2 3 年		年齢 2 5 歳 勤続 3 年	
円		円		円	
給 料	446,000	給 料	381,000	給 料	196,200
地域手当	46,528	地域手当	34,875	地域手当	17,658
扶養手当	13,000	扶養手当	6,500	扶養手当	0
管理職手当	57,980	時間外勤務手当	3,191	時間外勤務手当	3,266
通勤手当	6,500	通勤手当	7,100	通勤手当	3,500
住居手当	4,100	住居手当	0	住居手当	0
(支給額計)	574,108	(支給額計)	432,666	(支給額計)	220,624
(H18.4の支給額)	574,820	(H18.4の支給額)	435,683	(H18.4の支給額)	210,190
(H17.4の支給額)	567,851	(H17.4の支給額)	408,529	(H17.4の支給額)	209,914
長期・短期掛金	59,662	長期・短期掛金	50,966	長期・短期掛金	26,245
介護掛金	2,475	介護掛金	2,114	介護掛金	0
市共済掛金	4,460	市共済掛金	3,810	市共済掛金	1,962
所得税	23,910	所得税	11,096	所得税	4,393
住民税	36,300	住民税	15,200	住民税	5,800
(控除額計)	126,807	(控除額計)	83,186	(控除額計)	38,400
差引支給額	447,301	差引支給額	349,480	差引支給額	182,224
(H18.4の支給額)	449,905	(H18.4の支給額)	354,900	(H18.4の支給額)	172,572
(H17.4の支給額)	452,745	(H17.4の支給額)	332,204	(H17.4の支給額)	177,668

長期・短期・介護掛金は民間事業従事者の厚生年金・健康・介護保険料に相当します。

人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A（千支）	実質収支	人件費	人件費率 B/A×100	（参考） 17年度の人件費
18年度	189,737人	51,160,245	401,124	12,896,72	25.2 %	25.2 %

職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 (人)	給与費（千円）				一人当たりの給与費
		給料	期末・勤勉手当	その他職員手当	計	
18年度	1,252	5,232,344	2,339,101	1,484,676	9,056,121	7,233

職員数は18年4月1日現在の人数。職員手当には退職手当は含まれていません。

ラスパイレス指数（ 1 ）の状況（各年4月1日現在）

区分	宇治市	類似団体平均（ 2 ）	全国市平均
18年度	100.2	100.1	97.4
13年度	101.3	103.0	101.4

- 1 地方公共団体の職員構成が、国と同じであると仮定した場合に、国の給料額を100として求められる数値です。18年度の地域手当補正後ラスパイレス指数は105.0。
- 2 人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
一般行政職	42.7 歳	348,141 円	468,865 円	416,833 円
消防職	43.1 歳	352,052 円	489,261 円	423,083 円
企業職	43.9 歳	355,159 円	472,056 円	419,711 円
京都府の一般行政職	43.7 歳	365,015 円		408,421 円
国の一般行政職	40.7 歳	325,724 円		383,541 円

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース (C)
技能労務職	43.5 歳	340,031 円	428,453 円	390,916 円	6,818.1 千円
うち清掃職員	41.2 歳	335,174 円	461,368 円	390,526 円	7,255.6 千円
うち学校給食員	46.0 歳	352,134 円	399,801 円	396,381 円	6,478.2 千円
うち用務員 (学校・保育所)	42.6 歳	319,325 円	379,481 円	368,168 円	6,073.2 千円
技能労務職に対応する民間の類似職種の平均賃金等					
職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	(A) / (B)	年収ベース (D)	(C) / (D)
廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299.8 千円	1.54	4,192.6 千円	1.73
調理士	39.8 歳	287.7 千円	1.39	3,813.6 千円	1.70
用務員	53.9 歳	227.2 千円	1.67	3,284.3 千円	1.85

(注) 民間データは、常用労働者（雇用期間1ヶ月超、パートタイム含む）5人以上の事業所を対象とした賃金構造基本統計調査の16～18年の平均の数値であり、職員と民間の比較は、年齢、業務内容、雇用形態などの点において、完全に一致していません。

- 平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。
- 平均給与月額とは、毎月支払われる諸手当の額を合計したもの。
(平均給与月額) 扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など、毎月支払われる全ての諸手当を含めた額。
(平均給与月額・国ベース) 国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等を含めずに公表されているため、比較用に再計算した額。
- 国の一般行政職の額は、平成19年人事院勧告の数値を参照しています。
- 年収ベースは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末勤勉手当（年間賞与）の額を加えた試算値です。

職員の初任給（平成19年4月1日現在）

区 分	宇治市	京都府（行政職）	国（行政職）
大学卒	176,800 円	176,800 円	170,200 円
高校卒	148,000 円	142,800 円	138,400 円

職員の平均給料月額（経験年数・学歴別）（平成19年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職			
大学卒	279,892 円	330,186 円	389,014 円
高校卒	201,450 円	268,500 円	318,900 円

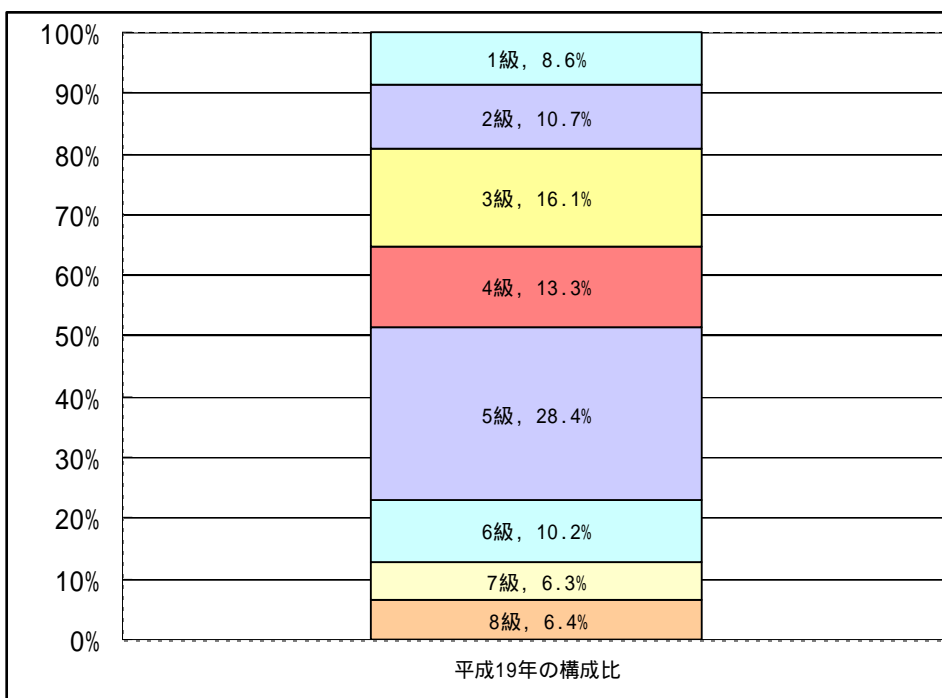
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別の職員数と構成比(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容(6)	職員数(7)	構成比
1 級	主事、技師	56 人	8.6 %
2 級	主事、技師	70 人	10.7 %
3 級	主任	105 人	16.1 %
4 級	主任	87 人	13.3 %
5 級	係長、主査	186 人	28.4 %
6 級	主幹	67 人	10.2 %
7 級	課長	41 人	6.3 %
8 級	部長、次長、参事	42 人	6.4 %

6 . 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のこと。

7 . 本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数



(4) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

宇治市	京都府	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,864 千円	-	-
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 8～17%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

()内は、再任用職員に係る支給割合です。

退職手当(平成19年4月1日現在)

宇 治 市			国		
(支給率)	自己都合	特退・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
退職手当の調整額(退職前60月の在職期間の 在級区分により調整額を加算)			退職手当の調整額(退職前60月の在職期間の 在級区分により調整額を加算)		
(8)1人当たりの平均支給額 6,825千円 25,950千円					

8. 1人当たりの平均支給額は、18年度に退職した職員(全職種)に支給された平均額です。

地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算見込み)		563,026千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(18年度決算見込み)		395,106 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市全域	9%	1,418人	6%

特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算見込み）		110,925	千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（18年度決算見込み）		171,445	円
職員全体に占める手当支給職員の割合		45.4	%
手当の種類（手当数）		18種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給
市税、国民健康保険料、介護保険料の徴収手当	市税等を徴収する職員	市税、国民健康保険料、介護保険料の徴収	月額 1,200円
市税、国民健康保険料、介護保険料の賦課手当	市税等を賦課する職員	市税、国民健康保険料、介護保険料の賦課	月額 800円
感染症防疫作業手当	結核及び感染症防疫作業に従事する職員	結核及び感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合における患者の救護、危険物件の処理事業等	1回 500円
行路病人等の収容及び護送手当	行路病人等の収容及び護送に従事した職員	行路病人等の収容及び護送	死亡者 1回 1,000円 その他 1回 500円
ごみ収集作業手当	ごみ収集作業に従事した職員	ごみ収集作業	1日 1,500円
社会福祉主事手当	健康福祉部でケースワーカーに従事する職員	生活保護の相談業務等	月額3,000円
消防職員手当	消防職員	消防に関する業務全般	隔日勤務 月額 29,000円 毎日勤務 月額 14,500円
消防職員火災出動手当	消防職員	火災等発生により出場し、消火作業等に従事したとき	1回 300円
消防職員救急出動手当	消防職員	救急業務により出場したとき	1回 200円
消防職員の空中放水車及び梯子（はしご）車従事手当	消防職員	空中放水車及び梯子（はしご）車の操作に従事したとき	月額 500円
救急救命士業務従事手当	救命救急士の資格を有する消防職員	救急救命業務に従事したとき	1日 510円
消防職員機関車手当	消防職員	緊急車両の運転に従事したとき	大型車 1当務 300円 普通車 1当務 200円
消防職員高所作業手当	消防職員	地上 10メートル以上の足場の不安定な箇所での救助活動又は救助訓練等を実施したとき	1当務 200円
屋外における直接労務手当	常時屋外において直接労務を行う職員	屋外において直接労務に従事したとき	1日 400円
下水道管路清掃点検業務手当	下水道室職員	下水道管路清掃点検業務に従事したとき	1日 500円
変則勤務手当	正規の勤務時間が土曜日又は日曜日の職員（消防職員を除く）	土曜日又は日曜日の業務に従事したとき	1日 1,000円 勤務が4時間未満の場合は500円
水道料金徴収手当	水道部職員	水道料金の徴収	1日 100円
水道メーター検針手当	水道部職員	水道メーターの検針	1日 100円

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当のこと。

時間外勤務手当

支給実績（18年度決算見込み）	345,262	千円
職員1人当たりの平均支給年額	242,289	円
支給実績（17年度決算）	354,902	千円
職員1人当たりの平均支給年額	246,459	円

その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同とその内容	支給実績 (18年度決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算見込み)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族(子・その他) 6,000円 配偶者のない職員の扶養親族1人目 11,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合の扶養親族1人目 6,500円 16~22歳の子 5,000円加算	同じ	千円 169,885	円 218,361
住居手当	借家・借間最高支給限度額 27,000円 住居手当が支給されない借家・借間の家賃額 3,000円以下 自己所有家屋 4,100円	異なる 住居手当が支給されない借家・借間の家賃額自己所有家屋 12,000円以下 自己所有家屋取得5年未満2,500円	千円 88,950	円 86,359
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 交通機関利用者は6か月定期代で支給 交通用具利用者は距離に応じて支給 全額支給限度額 55,000円	交通用具利用者の居住地から勤務地までの距離に応じての支給額が異なる。	千円 117,561	円 100,308
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 支給率は 市長公室長、政策経営監 20% 部長・理事 18%、次長・参事 15%、 課長 13%、主幹 11%	管理または監督の地位により定額で支給 139,300円~31,700円	千円 142,003	円 689,334
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始等において勤務した場合 時間単価×135/100	同じ	千円 95,038	円 185,259
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時までの間)に勤務することを命ぜられ、現に勤務した場合、その間に勤務した全時間に対して支給 時間単価×25/100	同じ	千円 16,127	円 111,218

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料等	市長	1,128,150円 (本給1,035,000円 地域手当93,150円)	
	市副市長	937,400円 (本給 860,000円 地域手当77,400円)	
	市収入役	822,950円 (本給 755,000円 地域手当67,950円)	
報酬	議長	635,000円	
	副議長	585,000円	
	議長補佐	535,000円	
期末手当	市長	4,866,283円	
		4,043,483円	
		3,549,800円 支給割合は3.35月分です。	
	副市長	2,765,425円	
		2,547,675円	
		2,329,925円 支給割合は3.35月分です。	
退職手当	市長	退職手当額 (年支給率) (支給時期)	
		18,630,000円 (450/100) 任期ごと	
		11,696,000円 (340/100) 任期ごと	
	市副市長	8,607,000円 (285/100) 任期ごと	
		退職手当額は給料月額×在職年数(任期4年)×年支給率で算出した額です。	

市長等三役には、このほか、通勤手当(一般職と同じ)が支給されます。市長等三役及び市議会議員の給料月額等は、市長が特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会の答申を基に議会の議決を経て改定されます。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般的な勤務時間の状況（平成19年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
始業時刻	午前8時30分
終業時刻	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時
週休日	勤務時間を割り振らない日 (日曜日及び土曜日)
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、3日及び12月29日～31日

特別の勤務に従事する職員については別途定めています。

(2) 年次休暇取得状況（平成18年中）

総付与日数 (日)	総取得日数 (日)	全対象職員数 (人)	平均取得日数 (日)	消化率 (%)
29,152	9,402	747	12.6	32.3

(注) 1 年次休暇は、1暦年につき20日（新規採用職員については、採用月別の基準による日数）付与され、取得しなかった日数は翌年に繰り越すことができます。

2 全対象職員とは、1月1日から12月31日までの全期間在職した職員であり、当該期間内の途中採用者及び退職者並びに育児休業取得者等を除いています。

(3) 特別休暇の状況(平成19年4月1日現在)

種 類	日 数 等
服喪休暇	続柄により1～10日以内
結婚休暇	10日以内
生理休暇	執務困難のとき、毎潮3日以内
産前休暇	出産予定日を含む8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内
産後休暇	出産日の翌日から8週間以内
妊娠障害休暇	必要と認められる期間
妊婦の通院休暇	定期的に通院する必要のあるとき、4週間につき1日 妊娠満24週以上の場合は、医者が必要と認めた場合
妊婦の時間短縮休暇	出勤及び退庁のとき、それぞれ30分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回60分以内
配偶者の出産休暇	5日以内
育児休暇	生後満1年に達しない子を育てるとき、1日2回それぞれ45分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回90分以内
参観休暇	保育所、幼稚園、小・中学校の授業参観に出席する場合、1学期に1回参観に必要な時間
父母の祭忌の休暇	慣習上最小限度必要と認められる期間
夏季休暇	3日以内
ドナー休暇	骨髄バンクへの登録又は骨髄提供の場合、必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的かつ報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合、1休暇年度につき5日以内
子の看護のための休暇	小学校就学前の子を看護する場合、1休暇年度につき5日以内
傷病休暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病の場合、必要と認められる期間 公務外の結核性疾患の場合、1年以内 公務外の負傷又は結核性疾患以外の疾病の場合、6月以内

(5) 看護休暇の取得状況(平成18年中)

承認期間別

部 局 名 等		取得者数	承認期間					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
市長部局等	男性職員	4	1		2	1		
	女性職員	1		1				
	計	5	1	1	2	1	0	0
水 道	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0						
	女性職員	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	4	1	0	2	1	0	0
	女性職員	1	0	1	0	0	0	0
	計	5	1	1	2	1	0	0

要介護者(職員との続柄)別

部 局 名 等		取得者数	要介護者の続柄							
			配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
市長部局等	男性職員	4		3	1					
	女性職員	1			1					
	計	5	0	3	2	0	0	0	0	0
水 道	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0								
	女性職員	0								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	4	0	3	1	0	0	0	0	0
	女性職員	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	5	0	3	2	0	0	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分の種類及び件数（平成18年度中）

分限処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数					
		計	勤務実績が 良くない場合	心身の故障 の場合	職に必要な 適格性を欠 く場合	定数の改廃 等により廃 職又は過員 を生じた場 合	刑事事件に 関し起訴さ れた場合
市長部局等	降 任	0					
	免 職	0					
	休 職	32		32			
	降 給	0					
水 道	降 任	0					
	免 職	0					
	休 職	0					
	降 給	0					
教 育	降 任	0					
	免 職	0					
	休 職	4		4			
	降 給	0					
消 防	降 任	0					
	免 職	0					
	休 職	1		1			
	降 給	0					
合 計	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	37	0	37	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0

懲戒処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数			
		計	法令に違反 した場合	職務上の義 務に違反し 又は職務を 怠った場合	全体の奉仕 者たるにふ さわしくな い非行の あった場合
市長部局等	戒 告	0			
	減 給	0			
	停 職	0			
	免 職	0			
水 道	戒 告	0			
	減 給	0			
	停 職	0			
	免 職	0			
教 育	戒 告	0			
	減 給	0			
	停 職	0			
	免 職	0			
消 防	戒 告	0			
	減 給	2			2
	停 職	0			
	免 職	0			
合 計	戒 告	0	0	0	0
	減 給	2	0	0	2
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除の状況（平成19年4月1日現在）

内 容 等
研修を受ける場合
厚生に関する計画の実施に参加する場合
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断等により勤務が不可能となった場合
風水震災その他非常災害により災害、または交通遮断等不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合
証人・鑑定人・参考人等として官公署へ出頭する場合
選挙権その他公民としての権利を行使する場合
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第49条の2の規定による不利益処分の審査を請求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第55条第11項の規定による不満の表明または意見の申出をする場合
深夜または徹夜の時間外勤務者に対する休養時間
任命権者の承認を得て本務以外の職を兼務する者が、その職に属する事務を行なう場合
他の機関または団体から委嘱を受け、講演、講義等を行なう場合で任命権者が必要と認めるもの
市の慶弔に属する事務に、任命権者の命により従事する場合
その他市長が特に認めた場合

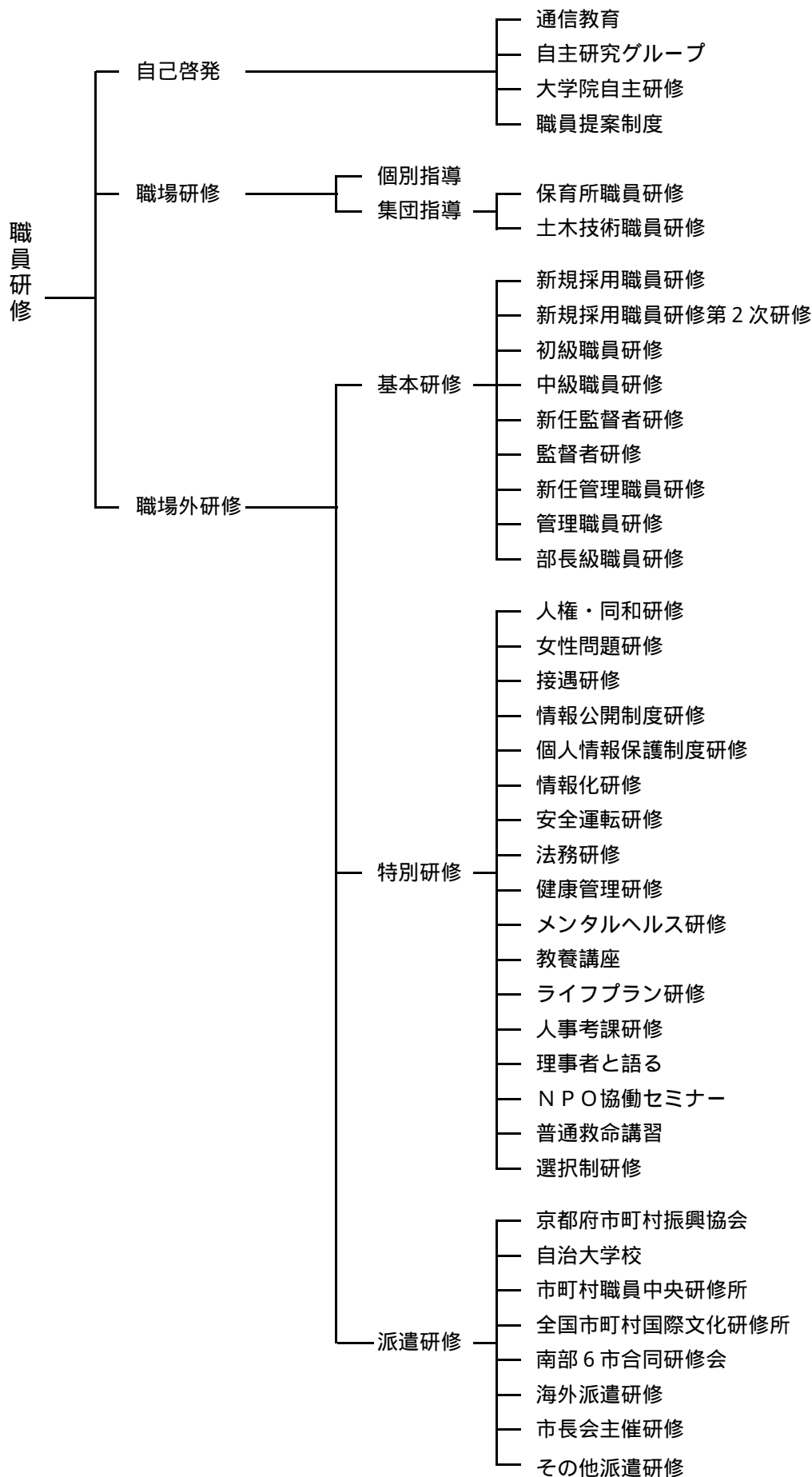
（注） 任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、必要と認められる期間について職務に専念する義務を免除されることができます。

(2) 営利企業従事許可の件数及び内容（平成18年度中）

部 局 名	許可件数	内 容
市長部局	21	エフエム宇治(株)取締役、平成18年事業所・企業統計調査調査員、平成18年工業統計調査調査員、和太鼓講師、大学院講師、スポーツ指導員、遺産相続に伴う賃貸住宅経営
水道	2	平成18年度宇治市民大学講師、著述活動
教育	14	大学非常勤講師、大学等での講演、クラブ活動等指導、事業所・企業統計調査、宇治市体育協会理事
消防	3	淀川水系木津川鐘付樋門操作員 平成18年事業所・企業統計調査
合計	40 件	

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の体系



(2) 職員研修の実施状況(平成18年度中)

研 修 名	日数(日)	時間数(H)	受講者数(人)
基本研修	24	133.5	337
特別研修	63	220.0	1,388
職場研修	18	37.5	947
自己啓発			11
派遣研修	184		99
計	289		2,782

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況（平成18年度）

市職員共済組合に補助金を交付し、市職員共済組合により福利厚生事業が実施されています。

区 分	元気回復・保健事業 (全額市の負担)		給付事業 (全額職員の掛金)	
決算見込額	92,229,956円		55,294,235円	
内 容	職場厚生対策 保養所利用助成 文化芸術補助	一般宿泊助成 人間ドック助成 自己研修助成 など	結婚祝金 入学祝金 弔慰金	出産祝金 傷病見舞金 など

(2) 公務災害及び通勤災害の状況

認定件数（平成18年度中）

部 局 名	認 定 件 数		
	計	公務災害	通勤災害
市長部局等	18	14	4
水道	1	1	0
教育	2	1	1
消防	5	5	0
合計	26	21	5

地方公務員災害補償基金負担金（平成18年度確定負担金）

職 員 区 分	人数	確定負担金
義務教育学校職員以外の教育職員	208	1,339,348
消防職員	192	2,424,205
電気・ガス・水道事業職員	117	1,008,767
清掃事業職員	99	2,429,352
その他職員	805	5,092,462
合 計	1,421	12,294,134

(3) 措置要求及び不服申立ての状況（平成18年度中）

職員の権利は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての制度により保護されています。これらの制度の状況は、「公平委員会の業務の状況」のとおりです。

宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成18年度中）
該当なし
- 2 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成18年度中）
該当なし